

(最近改正 令和3年9月1日)

大阪市立環境科学研究センターの研究活動における
競争的資金に係る研究費の管理・監査に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大阪市立環境科学研究センター（以下「研究センター」という。）において実施する競争的資金の管理・監査の適正化を図ることを目的とする。競争的資金に係る研究費（以下「研究費」という。）の執行にあたっては、配分機関の定める「研究機関における公的研究費の管理・監督のガイドライン」ほか事務取扱規程等に定めるもののほかは、この規程に定めるところによるものとする。

(研究費に係る手続き)

第2条 研究センターは、研究者に代わり、研究費に係る諸手続きを行う。

(最高管理責任者の設置と責務)

第3条 研究センター全体の研究費の管理・運営について、最終責任を負う者として「最高管理責任者」を置き、所長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は不正防止対策の基本方針など必要な規定を策定・周知するとともに、それを実施するための措置を講じる。
- 3 最高管理責任者は、様々な啓発活動を定期的に行い、関係職員の意識の向上と浸透を図るものとする。

(統括管理責任者の設置と責務)

第4条 最高管理責任者は、自らの責務を補佐させるため「統括管理責任者」を置き、環境調査担当課長をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、不正防止対策をはじめとする当センター全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を把握し、最高管理責任者に報告するものとする。

(コンプライアンス推進責任者の設置と責務)

第5条 研究費等の運営・管理に関するコンプライアンスの意識の向上及び確保を図るため、「コンプライアンス推進責任者」を置くこととし、研究（副）主幹をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示のもと研究費の管理・運営に関わる全ての者にコンプライアンス教育・啓発活動を定期的に行い、これらを通じて研究費の管理・運営が適切に行っているか把握し、これらの状況を統括管理責任者に報告するものとする。

(監事)

第6条 不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について確認するため、監事を置く。

- 2 監事は、研究（副）主幹をもって充てる。

- 3 監事は、総括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者の活動状況や不正防止対策が適切に措置されているか確認し、最高管理責任者に報告し、意見を述べることができる。

(研究費の管理及び執行)

- 第7条 研究センターは、研究費の送付があったときは、所長の名義で開設した金融機関の口座に預金し、研究者に代わり研究費を管理する。
- 2 前項の金融機関の口座は、決済用普通預金とする。
 - 3 研究費の執行に係る経理事務は、研究者に代わり管理グループで行う。
 - 4 収支簿は、管理グループにおいて作成する。

(収支報告及び証拠書類の保管)

- 第8条 研究センターは、調査研究が完了したとき又は研究費の交付を受けた年度が終了したときは、速やかに実績報告書を作成し、配分機関等へ報告する。
- 2 研究センターは、研究費の収支に関する証拠書類を研究課題ごとに整理し、研究費の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(発注及び検収)

- 第9条 物品の発注は、管理グループにおいて行う。
- 2 物品の発注にあたっては、原則2社以上の見積書を徴取し、研究費の適正かつ効率的な執行を図るものとする。
 - 3 物品の発注にあたっては取引業者に対し、原則として事前に不正防止にかかる誓約書(様式1号)の提出を求めなければならない。
なお、誓約書については初回のみ提出するものとし、取引業者の所在地、会社名及び代表者役職・氏名が変更になった場合は、再提出を求めなければならない。
 - 4 物品の検収は、管理グループにおいて行う。

(相談窓口)

- 第10条 効率的な研究遂行を支援するため、及び研究費の使用に関する規程類の理解を職員に浸透させるため、相談窓口を管理グループに設置する。

(職員の教育・啓発)

- 第11条 統括管理責任者は、コンプライアンス教育や啓発活動の実施計画を策定するものとする。
- 2 コンプライアンス推進責任者は統括管理責任者の指示のもと、不正防止を図るため、競争的資金の管理・運営に関わる全ての構成員(研究費により雇用され謝金・旅費等の支給を受ける者を含む)に対し、実施計画に基づき、不正防止対策の理解や意識を高めるためのコンプライアンス教育及び啓発活動を定期的実施する。また、教育内容等について定期的に見直すとともに、受講者の状況、理解度について把握する。

(研究費の管理・運営に関わる者の誓約書)

第12条 研究費の管理・運営に関わる全ての者は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び当センターにおける関係諸規定について遵守し、不正を行わないこと及び不正を行った場合は処分及び法的負担を負う旨の誓約書(様式2号)を提出しなければならない。

(不正防止対策の推進及び内部監査)

第13条 統括管理責任者は、不正防止対策を図るため、研究費の経理管理について、通常監査、特別監査を管理グループに実施させる。

- 2 通常監査は、当該年度の前年度に研究費の交付を受けていた課題から抽出し、研究課題ごとに研究費執行の証拠書類を確認する方法によって行う。
- 3 特別監査は、通常監査を行う研究課題から抽出し、研究課題ごとに研究費使用状況や納品の状況等の事実関係を厳密に確認する方法によって行う。
- 4 前2項の監査については監査手順を示した内部監査マニュアルを作成し、随時更新しながら関係者で活用する。
- 5 管理グループは、第2及び3項に掲げる内部監査の実施状況及び結果について、統括管理責任者に報告しなければならない。また監事に対し必要な情報を提供するなど意見交換を行うものとする。
- 6 内部監査にあたり、必要に応じて専門的知識を有する者の意見を聞くことができる。

(通報窓口)

第14条 研究費の不正使用防止のため、及び不正使用が発生した場合に対応するため、通報窓口を管理グループに設置する。

(研究費の不正使用に関する告発)

第15条 研究費の不正使用を発見した者、又は不正使用の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電話または面談により、通報窓口に対して告発を行うことができる。

- 2 告発は原則として顕名によるものとし、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。
 - イ 不正使用を行ったとする研究者の氏名またはグループの名称
 - ロ 不正使用の具体的内容
- 3 通報窓口は、匿名による告発について、必要と認める場合には、最高管理責任者と協議の上、これを受け付けることができる。
- 4 通報窓口は、告発を受け付けたときは、速やかに、最高管理責任者に報告するものとする。
- 5 通報窓口は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。
- 6 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正使用の疑いが指

摘された場合（不正使用を行ったとする研究者の氏名またはグループの名称、不正使用の具体的内容が示されている場合に限る。）には、最高管理責任者は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

（告発者及び被告発者の取り扱い）

第16条 通報窓口は、告発者との面談は個室で実施し、書面、ファクシミリ、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、告発者名、被告発者名、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を関係者に徹底しなければならない。
- 2 最高管理責任者は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者および被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
- 3 研究センターは、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して不利益な措置等を行ってはならない。
- 4 研究センターは、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

（予備調査）

第17条 最高管理責任者は第15条に基づく告発があった場合又はその他の理由により予備調査の必要を認めた場合は、予備調査委員会を設置し速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 予備調査委員会は、2名以上の委員によって構成するものとし、最高管理責任者が指名する。
- 3 予備調査委員会は、告発を受け付けた日から起算して30日以内に、予備調査結果を最高管理責任者に報告する。
- 4 最高管理責任者は、予備調査結果を踏まえ、速やかに、本調査を行うか否かを決定し、配分機関等の関係機関に報告する。
- 5 最高管理責任者は必要に応じて調査対象となっている者に対して、対象研究費の使用停止を命ずることができる。

（調査委員会）

第18条 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、速やかに、調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会の委員の半数以上は、研究センターに属さない外部有識者でなければならない。
- 3 全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

(本調査)

第19条 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査・認定する。

- 2 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。
- 3 調査委員会は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を作成し、最高管理責任者に提出する。
- 4 研究センターは、正当な事由がある場合を除き、調査委員会及び配分機関の調査に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。また、関係する職員は、調査に全面的に協力しなければならない。
- 5 調査委員会は、必要に応じて調査対象となっている者に対して、対象研究費の使用停止を命ずることができる。

(調査結果の報告)

第20条 最高管理責任者は、調査の最終報告書を配分機関に提出する。調査の過程であっても、不正事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、同様に配分機関に報告する。

- 2 最高管理責任者は、配分機関から調査の進捗状況報告や調査の中間報告の提出を求められた場合には、それらを配分機関に提出する。
- 3 最高管理責任者は、当該告発者に、その結果及び措置を通知する。

(研究費の不正使用を行った者に対する措置)

第21条 最高管理責任者は、不正使用が認定された場合、当該者に対して、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- イ 不正使用が認定された研究活動の停止
- ロ 不正使用が認定された研究資金の使用中止

(是正措置)

第22条 本調査の結果、研究費の不正使用が行われたものと認定された場合には、最高管理責任者は、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとるものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項に基づいてとった是正措置等の内容を配分機関及び関係省庁に対して報告するものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年9月1日より施行する。

誓約書

当社（当法人）は、大阪市立環境科学研究センターとの取引にあたり、文部科学省が定めた「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び大阪市立環境科学研究センターが定めた「大阪市立環境科学研究センターの研究活動における競争的資金に係る研究費管理・監査に関する規定」、「大阪市立環境科学研究センターの研究活動における不正行為の防止および対応に関する規程」（※）を理解し、以下のとおり誓約します。

- 1 上記本文に記載されるガイドライン及び規定並びに関係法令等を遵守し、不正に関与しません。
- 2 貴センターが公的研究費に関して実施する内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。
- 3 貴センターが公的研究費に関して実施する内部監査、その他調査等において不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる措置を講じられても異議はありません。
- 4 貴センターの構成員から不正な行為の依頼等があった場合は、速やかに通報します。

令和 年 月 日

大阪市立環境科学研究センター所長

(所在地)
(会社名)
(代表者役職・氏名)

*所在地、会社名及び代表者役職・氏名が変更になった場合は、再提出してください。

(上記規程については、本市ホームページに掲載しています。)

誓約書

私は、公的研究費等を活用した研究活動にあたり、文部科学省が定めた「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び大阪市立環境科学研究センターが定めた「大阪市立環境科学研究センターの研究活動における競争的資金に係る研究費管理・監査に関する規定」、「大阪市立環境科学研究センターの研究活動における不正行為の防止および対応に関する規程」を理解し、以下のとおり誓約します。

- 1 上記に記載されるガイドライン及び規定を遵守し、不正に関与しません。
- 2 環境科学研究センターが実施する内部監査、その他調査等について関係資料の閲覧。提出等の要請を拒みません。
- 3 内部監査、その他調査等において不正が認められた場合は、大阪市職員としての処分はもとより、上記に記載されるガイドライン及び規定による所要の処置・処分が講じられても異議はありません。

令和 年 月 日

大阪市立環境科学研究センター所長 様

研究員 (補職)
【自署】 (氏名)

研究資金名：

研究課題名：

研究期間： 令和 年度～令和 年度